

公民館・市民センター等展示場利用基準

- 1 目的 市民が学習成果を発表する場として活用することにより、創造性豊かな社会の実現を図るとともに、施設の活性化に役立てることを目的とする。
- 2 施設 市民が展示場として無料で利用できる施設は次のとおりとする。（小牧市公民館展示場は除く。）
 - (1) 小牧市公民館 4 階展示ロビー
 - (2) 小牧中部公民館展示場
 - (3) 東部市民センター展示場
 - (4) 北里市民センター展示場（1 階ロビー）
 - (5) 味噌市民センター展示ロビー
- 3 利用対象者 (1) 市内の文化団体及び学習グループで事務局が市内に設置されていること。
(2) 市内在住、在勤の者。
(3) その他、施設管理者が特に認めた者。
- 4 利用期間 搬入日、搬出日を含み 14 日以内とする。ただし、施設管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 5 使用料 無料とする。
 - (1) 利用を希望する者は、利用日の7日前までに「公民館・市民センター等展示場利用申請書」（様式 1）に必要事項を記入の上、施設管理者に提出し許可（様式 2）を受けなければならない。特定の政党や宗教に関連するものを展示するとき。
 - (2) 展示場利用申込書の受付は利用日の初日の日が属する月の 6ヶ月前からとする。
 - (3) 展示場の利用については施設職員の指示に従い、利用者の責任において安全確実に利用すること。（準備及び後片付けを含む）
 - (4) 展示に必要な備品及び付属品等は、利用者が用意すること。ただし、施設で用意できるものはこの限りでない。
 - (5) 展示作品等の安全確保は、利用者の責任において対応すること。
 - (6) 施設の休館日には展示物の準備及び片付けはできない。
- 7 利用制限 次のいずれかに該当するときは利用できない。
 - (1) 販売及び商業的な宣伝等に利用するとき。
 - (2) 特定の政党や宗教に関連するものを展示するとき。
 - (3) 危険物や腐敗の恐れがあるものを展示するとき。
 - (4) その他、公益上または管理上不適であると思われるもの。
- 8 その他
 - ・ 展示途中であっても、施設の運営上支障があると認められる場合には利用の一部または全部を制限する場合がある。
 - ・ 展示作品の盗難、紛失、破損等の責任は利用者に帰する。（施設管理者に原因がある場合を除く。）